

問題冊子

令和 8 年度 一般選抜(後期)

小論文(和文・英文)

試験開始の指示があるまで、問題冊子および解答冊子を開いてはならない。

注 意 事 項

1. 小論文では、問題冊子および解答冊子の 2 種類が配付される。
2. 試験開始の指示があるまで、筆記用具を持ってはならない。
3. 試験開始後、解答冊子の表紙および解答冊子の中の 3 か所、合計 4 か所の記入欄に受験番号と氏名を記入すること。
4. 試験開始後に問題冊子および解答冊子の印刷不鮮明、ページの落丁等の不備等を確認しなさい。これらがある場合には、手を高く挙げて監督者に知らせること。
5. 解答は解答冊子の該当箇所に記入すること。
6. 下書きは解答冊子にある下書き用紙を利用すること。
7. どのページも切り離してはならない。
8. 質問等がある場合には、手を高く挙げて監督者に知らせること。
9. 試験終了の指示があったら直ちに筆記用具を机の上に置くこと。
10. 試験終了の指示の後に受験番号、氏名の記入漏れに気づいた場合には、手を高く挙げて監督者の許可を得てから記入すること。許可なく筆記用具を持つと不正行為とみなされる。
11. 試験終了後、問題冊子は持ち帰ること。
12. 問題冊子の問題は 1 ～ 7 ページである。

小 論 文

1 次の文章を読んで、後の問い(問1、2)に答えよ。

大リーグの格言覆したベテラン球審 間違い認め「申し訳ありません」
ア

30年近く春夏の甲子園大会取材しているが、ここまで潔く審判が誤りを認め、謝罪したケースは記憶にない。

「私たちの間違いでした。大変申し訳ありません」

第94回選抜高校野球大会第2日の20日、第1試合の敦賀気比(福井)―広陵(広島)の四回裏だった。

無死一塁から、広陵の打者が送りバントを試みた。ボールは一塁側ファウルゾーンに転がったが、不規則にバウンドしてフェアゾーンに入った。

球審が「フェア」の判定を下し、敦賀気比の一塁手がボールを拾って一塁カバーに入った二塁手へ。打者走者はアウトになった。

さらに一塁走者が一、二塁間で挟まれる形になり、タッチアウト。ダブルプレーで2死走者なしになったかに見えた。

しかし、一塁走者が「二塁塁審がファウルのジェスチャーをしていた」と訴え、広陵側が球審に確認を求めた。

すぐに4人の審判団が集まって事実関係を確認したところ、二塁塁審が誤ったジャッジをしたことを認めた。そのため対応を協議し、球審が場内マイクで次のように説明した。

「打球がイレギュラーバウンドでフェア地域に転がり、フェアの判定をしました。しかしながら、二塁の塁審がそれを誤ってファウルのジェスチャーをして、ランナーを止めてしまいました」

「守備は打者走者を一塁でアウトにしようという守備行為でした。私たちの間違いでしたので、止めたランナーへの守備行為はなかったので二塁へ進めて、1アウト二塁で再開いたします。大変申し訳ありません」

ちなみに、このような場合について、野球規則は次のように定めている。

「一つのプレーに対して、2人以上の審判員が裁定を下し、しかもその裁定が食い違っていた場合には、球審は審判員を集めて協議し、(中略)どの裁定をとるかを決定する」(8.03 c)

「審判員が協議して先に下した裁定を変更する場合、審判員は、走者をどこまで進めるかを含め、すべての処置をする権限を有する」(8.02 c)

判定の変更に対し、敦賀気比の東哲平監督は「1死一塁から再開という判断はないか」と伝令を通じて確認を求めたが、球審が状況を説明し、1死二塁で試合は再開された。

結果的にこの回、広陵は後続が倒れ、得点は入らなかった。

試合後、窪田哲之・大会審判副委員長(日本高校野球連盟 審判規則委員長)が取材に応じ、「正しい方向に修正できて良かったと思っている」と語った。

過去にも判定を変更したケースはある。最近では第 101 回全国高校野球選手権大会(2019 年)で、低い送球を野手が完全捕球できていないのにアウトとしたのを、セーフに修正した例がある。

野球規則には「審判員の判断に基づく裁定は最終のものである」と明記されている。ただ、審判も人間であり、見間違いや勘違いがないとは限らない。「そんな時は十分に確認し、正しい方向にして、きちんと場内に説明しよう」。窪田副委員長によると、甲子園ではそのような考えが引き継がれているそうだ。

おそらく二塁塁審が走者を止めたのは「ファウルだから、これ以上走らなくていいよ」と伝えようとした親切心からだろう。その間違いを素直に認め、審判団 4 人ですぐに正しい方向に修正した。

球審の尾崎泰輔さん(55)は関西学生リーグ、大阪府高野連に所属するベテラン審判委員。謝罪の言葉を口にした点について、窪田副委員長は「ミスをして選手、ファンに申し訳なかったという気持ちが、素直に出たのだと思う」と話している。

「ファンが審判の名を知りたいと思うのは、それは彼がミスをした時だけだ」という大リーグの格言がある。正しい判定をしている限り、目立つことはない。審判のつらい立場をあらわしている。

窪田副委員長が言うように、大切なのはその後の処理だ。誤ったジェスチャーをしてしまったことを素直に認めた塁審。一緒になって対応を考え、正しい方向に修正した他の 3 人。そして、4 人の思いを代表してマイクで謝罪した球審。

今回は格言とはまったく違う意味で、ファンが審判の名を知りたいと思ったのではないだろうか。

(安藤嘉浩著、朝日新聞デジタル 2022 年 3 月 20 日 18 時 30 分記事より一部改変)

朝日新聞社に無断で転載することを禁じる
承諾番号「26-1326」

問 1 下線部ア「大リーグの格言」について、40 字以上 80 字以内で説明しなさい。

問 2 著者はどのような意味で「大リーグの格言が覆った」と考えたのか。100 字以上 150 字以内で説明しなさい。

2 次の文章を読んで、後の問い(問1、2)に答えよ。

(略)

子ども向けの本に、よく、ダイジェスト版というのがある。『トム・ソーヤーの冒険』とか『ピーター・パン』とか『シンデレラ』とかいった名作が、あちこち削られて、短くまとめられたものだ。削りかたにもいろいろあるし、削りかた次第で長さはいかようにもなるから、いきおい、ダイジェスト版の種類は多い。微妙に、あるいは大胆に、話を変えてしまっているダイジェスト版だってある。

ところが、うちの近所の図書館の子どもコーナーには、そのてのダイジェスト版がほとんど置かれていない。きわめて少ない。ダイジェスト版はいろいろあって、いちいち集めていたらきりがなく、収容できないから、ではないらしい。

あるとき、もうすこし簡単に読める版はないんでしょうか、とカミさんが聞いたら、図書館員はこう答えたそうである。

「ダイジェスト版はなるべく置かないようにしています。ダイジェスト版で物語を読んでしまった子はオリジナルを読まなくなってしまうのですよ」

ア この意見は、一見、正しそうだが、しかし、ほんとうに正しいか？

だれだったか忘れたが、昔、ある詩人が、たぶん宮沢賢治の作品にふれて、作品のダイジェストというものの不思議について書いていた。

その詩人、賢治が好きで、小さいときからかたっぱしから読んできた。ところが、そのうち、おなじ作品にも微妙なちがいがあことに気がついた。テキストがどうもちがうのだ。おなじ作品であるはずなのに、なんか、ちがう。まもなく理由は判明した。前に読んだのはダイジェストで、後に読んだのはオリジナルだったのだ。それがちがっている理由だった。詩人はショックを受けた。しかし、立派なオリジナルがあるのにダイジェストなんか読んで損したなあ、とショックを受けたのではない。そのショックは、そんな損得勘定とは程遠い、もっとスリリングなものだった。詩人は迷ったのだ。

——前に読んだのはたしかにダイジェストかもしれない、でも、後から読んだのがオリジナルだという保証はいったいどこにある？ そのオリジナルだって、賢治が書き直したり削ったりした末にできあがったものではないのか。だとしたら、ほんとうのオリジナルは、じぶんが読んだオリジナルとはまたべつなところにあるのではないか？

詩人は考えた。

——わたしは結局オリジナルにたどりつくことができないのではないか。

さらに考えた。

——では、たどりつけないそのオリジナルとはいったいどういう話なのだ？

詩人のおちいったこの混迷とこの惑い、これはほんとうにスリリングで、ほとんど危険ですらある。これぞ、作品という迷宮のなかにすっかり吸い込まれている状態である。

うちの近所の図書館員は「ダイジェスト版はなるたけ置かないようにしています。ダイジェスト版で物語を読んでしまった子はオリジナルを読まなくなってしまうのですよ」といったが、オリジナルについての詩人のこんな迷いを知ってしまうと、それはじつに浅はかなものに聞こえる。あまりにも楽天的なものに聞こえる。だって、この図書館員、オリジナルはいつでもそこにあって、すぐにもつかまえることができる、とのんきに考えているのだから。

(『本は眺めたり触ったりが楽しい』青山南著、ちくま文庫より一部改変)

問 1 下線部ア「この意見は、一見、正しそうだが、しかし、ほんとうに正しいか？」とあるが、著者は図書館員の言葉をどのように受け取って問題だと考えているのか、100 字程度で説明しなさい。

問 2 下線部アで問われている問題について、あなた自身はどのように考えるか。本文後半も踏まえ、自身の経験に基づいて述べなさい。その際、「ダイジェスト」は幅広い意味に解釈してかまわない。ここでは、映像化や翻訳などもその 1 つとして考えてよい。

3 次の平等 (equality) と自由 (liberty) についての文章を読んで、後の問い (問 1 ～ 4) に答えよ。

この大問は、著作権の関係で公開しておりません。

(A dapted from Free to choose,by Milton Friedman
and Rose Friedman,Harcort,1990)

この大問は、著作権の関係で公開しておりません。

